

徳島県狩猟免許試験手数料の納付方法について

徳島県収入証紙は令和8年9月30日限りで販売を終了します。

これにともない、狩猟免許試験の手数料の納付方法が変更されます。

※ただし、購入済みの収入証紙については、令和8年度（令和9年3月31日）までは利用可能。

○第1～3回の試験について

従来どおり徳島県収入証紙を申請書の所定の欄に貼付のうえ納付してください。

○第4回の試験について

1. 販売終了までに収入証紙を購入済の場合は、収入証紙での納付が可能ですので、収入証紙での納付をご希望の場合には、お早めにご準備ください。
2. 収入証紙を購入されていない方は、申請後に送付される納付書により、次の手順で納付してください。
※詳細については、別添2参照。

- ①申請書の「4連納付書の送付依頼」欄に☑を入れ、返信用封筒1枚（角形2号封筒に390円分の切手貼付）とともに事前申請を行う。
- ②納付書を受取後、期日までにコンビニ・金融機関で支払い、「納付済証」を受け取る。
- ③申請書に納付済証を貼付し、他の提出書類とともに提出（本申請）